

## 今後定期接種に追加するワクチン及び対応について(案)

### 1. これまでの経緯

- 25年4月に立ち上げた、予防接種・ワクチン分科会及び予防接種基本方針部会において、広く接種機会を提供する仕組みとして、4ワクチンの接種を実施する場合における接種対象者や接種方法等について、専門家による技術的な検討を行ってきた。
- その結果、同年12月までに開催した分科会・基本方針部会において、4ワクチンのうち、水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンについて、概ね技術的な課題について整理できたところ。
- あわせて、必要となる財源の捻出方法等について関係者と協議を行ってきたが、**26年度中に2ワクチンを定期接種化するための地方財政措置**について、調整が図られたところ。
- これらの状況を踏まえ、26年度中に水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンを定期接種化することやその他関係する政省令等の取扱いについて、予防接種法に基づき、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で審議する。

## 2. 今回の審議事項

- 予防接種部会の第二次提言等において、「広く接種することが望ましい」とされてきた、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎、成人用肺炎球菌の4ワクチンのうち、今般、技術的課題や財源の確保等について一定の調整が図られた、**水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンについて、26年度中に定期接種化**することとしてはどうか。

※ なお、接種対象者・方法等は、ワクチンごとに別添1・2のとおりとする。

※ 仮に定期接種化とした場合、ワクチンの供給状況、自治体の準備期間及び国民への周知期間等を勘案し、2ワクチンとも、26年10月から導入できるよう調整を行う。

- また、「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」のとおり、**水痘は主に集団予防を図る目的であるA類疾病、成人用肺炎球菌は個人予防目的に比重のあるB類疾病**に位置付けることとしてはどうか。

- 残りのおたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルスのワクチンについては、26年度以降も技術的課題等の整理・検討をすることとしてはどうか。

### **3. 政省令改正（案）の概要及び導入に向けたスケジュール（案）について**

仮に2ワクチンを定期接種化とした場合の政省令改正の概要及びスケジュール（案）は、以下のとおり。

#### ①政省令改正（案）の概要

○予防接種施行令（昭和23年政令第197号）[予防接種法24条第1項]

水痘、成人用肺炎球菌を定期予防接種とすること、接種対象者を定めること

○予防接種施行規則（昭和23年厚生省令第36号）[予防接種法24条第5項]

水痘、成人用肺炎球菌を副反応報告の対象とし、報告基準を定めること

→ 今後、副反応検討部会で審議

#### ②導入に向けたスケジュール（案）

26年1月 第4回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会  
(2ワクチンの定期接種化等について審議)

3月 副反応検討部会  
(水痘、成人用肺炎球菌の報告基準について検討)

4月 予防接種法の政省令改正に向け法令審査

5月～6月 予防接種法の政省令改正のパブリックコメント

7月 予防接種法の政省令関係の公布

10月 予防接種法の政省令関係の施行

### 【対象年齢】

- 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者。  
※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。  
(発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。)

### 【接種方法】

- 乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、合計2回皮下に注射する。3月以上の間隔をおくものとして、接種量は毎回0.5mlとする。

### 【標準的な接種期間】

- 生後12月から生後15月に至るまでに初回接種を行い、追加接種は初回接種終了後6月から12月に至るまでの間隔をおいて1回行う。

### 【経過措置】

- 生後36月から生後60月に至るまでの間にある者を対象とし、1回注射する。  
ただし、平成26年度限りとする。

### 【その他】

- 既に水痘に罹患したことがある者は接種対象外とする。
- 任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなす。

**成人用肺炎球菌ワクチンの接種対象者・接種方法等について（案）****【接種対象者】**

- ① 65歳の者。
- ② 60歳以上の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（インフルエンザの定期接種対象者と同様。）。  
※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。  
（発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。）

**【接種方法】**

- 肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）を使用し、1回筋肉内又は皮下に注射する。

**【経過措置】**

- 平成26年度から平成30年度までの間は、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳・・・（以下5歳刻み）の者を定期接種の対象とする。

**【その他】**

- 既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある者は対象外とする。ただし、接種対象者のうち②の者を除く。
- 平成31年度以降の接種対象者については、経過措置の接種状況や、接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討する。